住所　奈良県宇陀市榛原高萩台75番地
康夕佳　昭和53年8月21日生
住所　三重県鈴鹿市野町中1丁目10番8号
羅雅英　昭和62年5月22日生
住所　埼玉県川口市安行出羽2丁目8番15号
金鳳根　昭和13年12月6日生
金東雄　昭和45年7月14日生
金法雄　昭和48年12月11日生
住所　埼玉県朝霞市朝志ケ丘3丁目1番90号
朱煒　昭和56年2月21日生
住所　兵庫県西宮市瓦林町30番28―201号
金泰成　昭和60年7月8日生
住所　兵庫県尼崎市尾浜町2丁目21番7号
金智子　昭和61年8月24日生
金賀英　平成元年7月8日生
住所　兵庫県加西市北条町黒駒182番地3
金晃子　昭和61年7月26日生
住所　千葉県市川市加藤新田202番地1
高幸淑　昭和57年9月15日生
住所　山口県下関市武久西原台1番33号
孫亜美　昭和55年3月8日生
住所　大阪市生野区生野西4丁目9番14号
康宗塤　昭和51年1月8日生

○法務省告示第五百三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月六日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社安藤工務店	東京都武蔵野市八幡町一丁目四番二十七―二百二号	型枠施工
齊藤建設株式会社	神奈川県川崎市多摩区東生田四丁目三番八―三百一号	型枠施工
有限会社岡部塗装商会	神奈川県横須賀市安浦町三丁目五番地	塗装
大同インダストリアルベアリングジャパン株式会社	愛知県犬山市大字塔野地字岩田八番地	めっき

○法務省告示第五百三十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月六日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社フランソア	福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜三丁目一番一号	パン製造

住所　大阪府東大阪市荒川2丁目9番3号
文弘一　昭和40年11月8日生
金蓮世　昭和44年6月30日生
文美月　平成19年11月13日生
住所　大阪市鶴見区諸口2丁目1番11号
姜勝哲　昭和45年8月22日生
住所　大阪府和泉市寺田町3丁目8番7号
朴由香　昭和39年7月14日生
住所　大阪市平野区喜連4丁目8番71―701号
韓幸喜　昭和36年9月28日生
金美佐江　昭和39年4月23日生
韓瑞紀　平成7年3月26日生
韓大樹　平成10年8月23日生
住所　大阪市生野区勝山北1丁目15番25号
呉鏡重　昭和30年11月17日生
金初美　昭和40年7月16日生
呉暖　平成15年1月23日生
呉陽　平成17年4月23日生
住所　大阪市生野区桃谷4丁目16番8号
㵢順伊　昭和20年12月28日生
金美男　昭和47年8月5日生
住所　堺市東区大美野36番地1
金大輔　昭和49年7月30日生

○法務省告示第五百三十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月六日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表開成鉄筋株式会社の項中「千葉県佐倉市上志津千六百七十三番地三十一」を「千葉県佐倉市上志津千六百三十九番地八」に改める。

○法務省告示第五百三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年十一月六日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月六日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

有限会社七重建設	北海道帯広市空港南町南十二線五十一番七	型枠施工
株式会社ＭＫｈｏｍｅ	静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑二千百六十一番地の一	建築大工
株式会社オーｍｍ	静岡県磐田市向笠竹之内千三百十五番地の十四	仕上げ
株式会社因島加工センター	広島県尾道市因島重井町四百七十四番地の四	鉄工

○外務省告示第三百八十五号

平成二十八年九月二十日にダカールで、ダカール港第三埠頭改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ダカール港第三埠頭改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十九億七千百万円
3　贈与の供与期限　平成三十四年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　北原隆在セネガル大使
セネガル側　アマドゥ・バ経済・財政・計画大臣

平成二十八年十月六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十六号

平成二十八年九月二十日にダカールで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億千万円
3　署名者
日本側　北原隆在セネガル大使
セネガル側　アマドゥ・バ経済・財政・計画大臣

平成二十八年十月六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十七号

平成二十八年九月二十三日にプノンペンで、カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千万円
3　署名者
日本側　隈丸優次在カンボジア大使
世界食糧計画側　ジャンピエトロ・ボルディグニョン在カンボジア事務所代表

平成二十八年十月六日

外務大臣　岸田　文雄

島津印刷株式会社　新潟県新発田市富塚千四百十九番地　印刷